

目次

【内閣官房関係】

○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）（第一条関係）	1
--	---

【内閣府（本府）関係】

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第二条関係）	2
○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）（第三条関係）	3
○ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（第四条関係）	4

【国家公安委員会関係】

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第五条関係）	8
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）（第五条関係）	10
○ 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（第五条関係）	12
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第五条関係）	13
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第六条関係）	14
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第七条関係）	16

【こども家庭庁関係】

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第八条関係）	22
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第九条関係）	26
○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（第十条関係）	29

【防災庁関係】

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（第十一条関係）	31
------------------------------------	----

【総務省関係】

○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（第十二条関係）…………… 33

【法務省関係】

○ 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第十三条関係）…………… 35

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第十四条関係）…………… 40

○ 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（第十四条関係）…………… 42

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第十五条関係）…………… 44

【外務省関係】

○ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（第十六条関係）…………… 45

【財務省関係】

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第十七条関係）…………… 47

○ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（第十八条関係）…………… 49

【文部科学省関係】

○ 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）（第十九条関係）…………… 50

○ 国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）（第二十条関係）…………… 51

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）（第二十一条関係）…………… 52

○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）（第二十二条関係）…………… 53

○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（第二十三条関係）…………… 55

○ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（第二十四条関係）…………… 56

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（第二十五条関係）…………… 57

○ 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（第二十六条関係）…………… 58

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（第二十七条関係）…………… 60

【厚生労働省関係】

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（第二十八条関係）	62
○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（第二十九条関係）	64
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）（第三十条関係）	66
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第三十一条関係）	68
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（第三十一条関係）	70
○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（第三十一条関係）	73
○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第三十一条関係）	75
○ 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）（第三十二条関係）	77
○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（第三十三条関係）	79
○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（第三十四条関係）	80
○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五十五号）（第三十五条関係）	82
○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三十五号）（第三十六条関係）	84
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（第三十七条関係）	85
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第三十八条関係）	87
○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（第三十九条関係）	88
○ 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）（第四十条関係）	89
○ 国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）（第四十一条関係）	91
【農林水産省関係】	
○ 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（第四十二条関係）	92
○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）（第四十三条関係）	93
○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（第四十四条関係）	95

○ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）（第四十五条関係）	96
【経済産業省関係】	
○ 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（第四十六条関係）	98
○ 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（第四十六条関係）	100
○ 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）（第四十七条関係）	102
○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（第四十八条関係）	103
○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第四十八条関係）	105
○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第四十九条関係）	106
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）（第五十条関係）	108
【国土交通省関係】	
○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第五十一条関係）	109
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（第五十二条関係）	111
○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第五十三条関係）	113
○ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（第五十四条関係）	115
○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）（第五十四条関係）	117
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（第五十五条関係）	119
○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（第五十六条関係）	121
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（第五十七条関係）	123
○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（第五十八条関係）	125
○ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（第五十八条関係）	127
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（第五十九条関係）	128
○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（第五十九条関係）	130

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）（第五十九条関係）	131
○ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（第五十九条関係）	132
○ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）（第六十条関係）	134
○ 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）（第六十一条関係）	135
○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）（第六十二条関係）	137
○ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（第六十三条関係）	139
○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）（第六十四条関係）	140
○ 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（第六十五条関係）	142
○ 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第一百十三号）（第六十六条関係）	144
○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（第六十七条関係）	146
○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第六十八条関係）	149
○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（第六十九条関係）	151
○ 国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（第七十条関係）	153
○ 国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第七十一条関係）	155
○ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）（第七十二条関係）	157
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第七十三条関係）	159
○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（第七十四条関係）	162
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（第七十五条関係）	164
○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（第七十六条関係）	166
【環境省関係】	
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第七十七条関係）	168
○ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）（第七十七条関係）	170

○	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）（第七十七条関係）	172
○	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）（第七十七条関係）	174
○	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第七十八条関係）	176
○	原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（第七十九条関係）	178
○	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）（第八十条関係）	180

【内閣官房関係】

(傍線部分は改正部分)

○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号)(第一条関係)

改 正 案	現 行
(役員の欠格条項の特例) 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)の役員(いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律(令和八年法律第 号)第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者(自然人であるものに限る。))その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。) 二、四 (略) 2 (略)	(役員の欠格条項の特例) 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。) 二、四 (同上) 2 (同上)

【内閣府（本府）関係】

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（接近禁止命令等の申立て等） 第十二条 （略） 2 （略） 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第四項の認証を受けたものを添付しなければならない。	（接近禁止命令等の申立て等） 第十二条 （同上） 2 （同上） 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

改 正 案	現 行
第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

(傍線部分は改正部分)

○ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）
（第四条関係）

（現行規定は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）による改正後の規定）

改 正 案	現 行
（許可申請の手続） 第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 四 （略） 五 所有権の移転を受ける者が法人等である場合にあつては、当該法人等に係る実質的支配者（法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第二条第三項に規定する実質的支配者をいう。以下同じ。）（外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。）の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（同法第二条第一項第二号から第四号までに掲げるものを除く。）にあつては、実質的支配者に相当する者。次条第一項第一号二(1)、第十八条第一項第五号及び第十九条第一項第一号において同じ。））、当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定める	（許可申請の手続） 第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 四 （同上） 五 所有権の移転を受ける者が法人等である場合にあつては、当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定めるもの

もの

六 (略)

(許可基準)

第十七条 内閣総理大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該土地等の所有権の移転を受ける者が次のいずれかに該当するとき。

イ 外国の政府、政府機関、地方公共団体若しくは政党その他の政治団体（ハにおいて「政府等」という。）又は外国の政府の長その他の外国の政府若しくは政府機関の活動に特に重要な影響力を有する者として政令で定める者

ロ・ハ (略)

ニ 法人等であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) イからハまでに掲げる者が当該法人等に係る実質的支配者であるもの

(2)・(3) (略)

二 (略)

2・3 (略)

(規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合

六 (同上)

(許可基準)

第十七条 内閣総理大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該土地等の所有権の移転を受ける者が次のいずれかに該当するとき。

イ 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の政府、政府機関、地方公共団体若しくは政党その他の政治団体（ハにおいて「政府等」という。）又は外国の政府の長その他の外国の政府若しくは政府機関の活動に特に重要な影響力を有する者として政令で定める者

ロ・ハ (同上)

ニ 法人等であつて、次のいずれかに該当するもの

(新設)

(1)・(2) (同上)

二 (同上)

2・3 (同上)

(規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合

の届出等)

第十八条 法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併又は分割により取得したとき(当該規制区域の指定が効力を生ずる前に、当該合併に係る合併契約の締結又は当該分割に係る吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成がされていた場合を除く。

一は、当該法人等は、内閣府令で定めるところにより、その取得の日から三十日以内に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 四 (略)

五 当該法人等に係る実質的支配者、当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 (略)

2 7 (略)

(規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があった場合の届出等)

第十九条 規制区域内にある土地等を所有する法人等は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたことにより第十七条第一項第一号ニに該当するに至ったとき(当該各号に掲げる事由が生ずる原因となった事実の全てが当該規制区域の指定が効力を生ずる前に生じていた場合を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、

の届出等)

第十八条 法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併又は分割により取得したとき(当該規制区域の指定が効力を生ずる前に、当該合併に係る合併契約の締結又は当該分割に係る吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成がされていた場合を除く。

一は、当該法人等は、内閣府令で定めるところにより、その取得の日から三十日以内に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 四 (同上)

五 当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 (同上)

2 7 (同上)

(規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があった場合の届出等)

第十九条 規制区域内にある土地等を所有する法人等は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたことにより第十七条第一項第一号ニに該当するに至ったとき(当該各号に掲げる事由が生ずる原因となった事実の全てが当該規制区域の指定が効力を生ずる前に生じていた場合を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、

その事実を知った日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 当該法人等に係る実質的支配者の変更があつたとき。 二 当該法人等の議決権を直接若しくは間接に保有する者の構成又はその保有割合に変更があつたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 三 当該法人等の役員の構成に変更があつたとき（第一号に掲げる場合を除く。）。 2ゝ6 （略） 7 内閣総理大臣は、この条の規定の施行のため必要があると認めるときは、法務大臣に対し、規制区域内にある土地等を所有する法人等について、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに記録された実質的支配者に係る情報の変更に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。	その事実を知った日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 （新設） 一 当該法人等の議決権を直接若しくは間接に保有する者の構成又はその保有割合に変更があつたとき。 二 当該法人等の役員の構成に変更があつたとき。 2ゝ6 （同上） （新設）
---	--

【国家公安委員会関係】

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

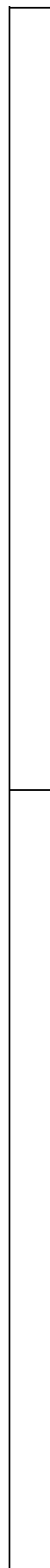
改正案	現行
（許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 五 （略） 六 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起	（許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一 五 （同上） 六 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）。

算して五年を経過しないものを含む。 七十三（略） 二 四（略）	七十三（同上） 二 四（同上）
---	----------------------------------

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（確認事務の委託） 第五十一条の八（略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。 一 （略） 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）<u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）</u>その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イゝへ（略） 4ゝ7（略）	（確認事務の委託） 第五十一条の八（同上） 2 （同上） 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。 一 （同上） 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イゝへ（同上） 4ゝ7（同上）



○ 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（警備業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではない。 一〇九 （略） 十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの 十一 （略）	（警備業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではない。 一〇九 （同上） 十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの 十一 （同上）

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（自動車運転代行業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではない。 一 八 （略） 九 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの	（自動車運転代行業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではない。 一 八 （同上） 九 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

改正案	現行
（暴力的要求行為の禁止） 第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となつてゐる関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。 一～二十 （略） 二十一 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行	（暴力的要求行為の禁止） 第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となつてゐる関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。 一～二十 （同上） 二十一 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行

政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ (略)

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）（以下このロにおいて「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ (略)

二十二～二十七 (略)

政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ (同上)

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ (同上)

二十二～二十七 (同上)

(傍線部分は改正部分)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第七条関係）

（現行規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）による改正後の規定）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「顧客等」とは、次に掲げる者をいう。 一 顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）及びこれに準ずる者として政令で定める者 二 信託の受益者（犯罪による収益の移転に利用されるおそれが少ないものとして政令で定める契約に係る者を除く。） （取引時確認等） 第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（第五号及び次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、	（定義） 第二条（同上） 2（同上） 3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。 （取引時確認等） 第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等

当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（第五項及び第三十六条第二項において単に「投資事業有限責任組合」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（第五項及び第三十六条第二項において単に「有限責任事業組合」という。）を含む。以下この項において同じ。）にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二・三 （略）

四 当該顧客等が法人である場合にあつては、当該法人について、次のイ又はロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第二条第一項に規定する法人等に該当する法人 同条第三項に規定する実質的支配者（ロ及び次号ロにおいて単に「実質的支配者」という。）の本人特定事項

について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二・三 （同上）

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人	2 4 (略) ロ イに掲げる法人以外の法人 実質的支配者に相当する者として主務省令で定める者の本人特定事項 五 当該特定取引が信託に関する取引であつて政令で定めるものである場合において、当該特定取引に係る信託について、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律第二条第四項に規定する信託関係当事者（同項第一号及び第三号に掲げる者並びに国等（国、地方公共団体その他政令で定めるものをいう。第五項において同じ。）を除き、同条第四項第二号に掲げる者にあつては、当該特定事業者以外の者に限る。以下この号において「特定信託関係当事者」という。）があるときにあつては、当該特定信託関係当事者について、次のイからハまでに掲げる特定信託関係当事者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 自然人 当該特定信託関係当事者の本人特定事項 ロ 前号イに掲げる法人 当該特定信託関係当事者の本人特定事項及び当該特定信託関係当事者に係る実質的支配者の本人特定事項 ハ 前号ロに掲げる法人 当該特定信託関係当事者の本人特定事項及び当該特定信託関係当事者に係る同号ロの主務省令で定める者の本人特定事項
5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人	2 4 (同上) (新設)

が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国等又は人格のない社団若しくは財団（投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合を除く。以下この項において同じ。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等	(略)	(略)	(略)
人格のない社団又は財団	第一項	次に	第一号から第三号まで及び第五号に
	(略)	(略)	(略)
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、	前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	(同上)	(同上)	(同上)
人格のない社団又は財団	第一項	次に	第一号から第三号までに
	(同上)	(同上)	(同上)
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、	前項第一号から第三号までに掲げる事項

</					

別表（第四条関係）		
第二条第二項第金融に関する業務その他 一号から第三十の政令で定める業務 八号までに掲げ る者	(略)	(略)
預貯金契約（預金又は貯 金の受入れを内容とする 契約をいう。）の締結、信 託に係る契約の締結、為 替取引その他の政令で定 める取引	(略)	(略)

別表（第四条関係）		
第二条第二項第金融に関する業務その他 一号から第三十の政令で定める業務 八号までに掲げ る者	(同上)	(同上)
預貯金契約（預金又は貯 金の受入れを内容とする 契約をいう。）の締結、為 替取引その他の政令で定 める取引	(同上)	(同上)

【いじめ家庭庁関係】

(傍線部分は改正部分)

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(第八条関係)

改正案	現行
第二十一条の五の六 (略) ②・③ (略) ④ 第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(以下この項及び第三十四条の十五第三項第四号二において「社員等」という。))をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律(令和八年法律第 号)第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル(同号二において「実質的支配者情報ファイル」という。))に同法第二条第三項に規定する実質的支配者(同号二において「実質的支配者」という。))として記録されている者(自然人であるものに限る。同号二において同じ。))その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第三項第六号(第二十四条の九第三項(第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。))及び第二十四条の二十八第二項(第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用す	第二十一条の五の六 (同上) ②・③ (同上) ④ 第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第三項第六号(第二十四条の九第三項(第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。))及び第二十四条の二十八第二項(第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号において同じ。))若しくは前項の内閣府令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

る場合を含む。）、第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号において同じ。）若しくは前項の内閣府令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

⑤ (略)

第三十四条の十五 (略)

② (略)

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 三 (略)

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（社員等）をいい、相談

⑤ (同上)

第三十四条の十五 (同上)

② (同上)

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 三 (同上)

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (同上)

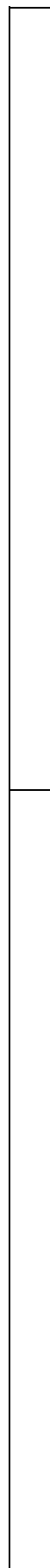
ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この章において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

④
⑦
ホ
ル
(略)
(略)

、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この章において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

④
⑦
ホ
ル
(同上)
(同上)



○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等） 第三条 （略） 2 3 4 （略） 5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第四章を除き、以下同じ。）、市町村（指定都市等を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。	（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等） 第三条 （同上） 2 3 4 （同上） 5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第四章を除き、以下同じ。）、市町村（指定都市等を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

一〇三 (略)

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イハ (略)

ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下ニにおいて「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消し

一〇三 (同上)

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

イハ (同上)

ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該

の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホゝチ (略)

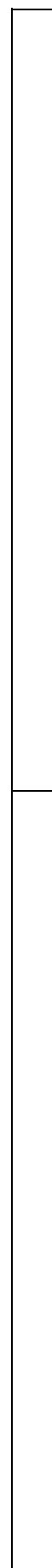
6
11 (略)

認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホゝチ (同上)

6
11 (同上)

改正案	現行
（確認の取消し等） 第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一〇九 （略） 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 （略）	（確認の取消し等） 第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一〇九 （同上） 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 （同上）



【防災庁関係】

(傍線部分は改正部分)

○ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(第十一条関係)

改 正 案	現 行
(被災者援護協力団体の登録) 第三十三条の二 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。 一 (略) 二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(以下この号において「社員等」という。)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律(令和八年法律第 号)第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者(自然人であるものに限る。)その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの	(被災者援護協力団体の登録) 第三十三条の二 (同上) 2 (同上) 3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。 一 (同上) 二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

4
ゝ
6 イ
ホ
(略) (略)

4
ゝ
6 イ
ホ
(同上) (同上)

【総務省関係】

○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十六条の二十六 次の各号のい<u>ずれか</u>に該当する者は、役員となることができない。 一 （略） 二 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者若しくは製造所、貯蔵所若しくは取扱所の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号並びに第二十一条の二十七第二号及び第三号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（次号並びに第二十一条の二十七第二号及び第三号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。次号並びに第二十一条の二十七第二号及び第三号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを	第十六条の二十六 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、役員となることができない。 一 （同上） 二 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者若しくは占有者若しくは製造所、貯蔵所若しくは取扱所の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを

問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第二十一条の二十七 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 販売業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第二十一条の二十七 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 (同上)

二 販売業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

【法務省関係】

○ 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定款の認証の嘱託に際しての法人に係る実質的支配者となるべき者に関する申告等） 第五十八条の二 嘱託人は、第五十七条の定款の認証を嘱託する場合には、公証人に対し、次に掲げる事項を申告しなければならない。この場合において、公証人は、嘱託人に対し、当該定款に係る法人が成立したときは、実質的支配者情報ファイル（法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルをいう。第四項において同じ。）に当該申告に係る情報が記録されることを説明しなければならない。 一 当該定款に係る法人の成立後に当該法人に係る実質的支配者（法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律第二条第三項に規定する実質的支配者をいう。）となるべき者の氏名又は名称及び住所 二 前号の者が法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律第二条第三項各号に定める者のいずれに該当するかの別 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	（新設）

- 2| 嘱託人は、前項の規定による申告をする場合には、法務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項を証する情報その他の法務省令で定める情報を併せて提供しなければならない。
- 3| 公証人は、第五十七条の定款の認証を与えたときは、速やかに、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項に係る情報、前項に規定する情報その他法務省令で定める事項に係る情報を法務大臣に提供しなければならない。
- 4| 法務大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる事項に係る情報及び第二項に規定する情報の提供があつた場合において、これらの情報の提供に係る法人が成立したときは、これらの情報を実質的支配者情報ファイルに記録するものとする。ただし、当該法人がこれらの情報の提供があつた日から一年を経過した後に成立したときは、この限りでない。
- 5| 前二項に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その全部又は一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。
- 6| 前項の規定により法務局又は地方法務局の長に委任された権限は、法務省令で定めるところにより、法務局若しくは地方法務局の支局又はこれらの出張所の長に委任することができる。
- 7| 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による申告、第三項の規定による情報の提供及び第四項の規定による記録に関し必要な事項は、法務省令で定める。

8| 第一項の規定による申告がされた場合において、第三項の規定による情報の提供があつたとき（第四項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該情報の提供に係る法人が成立した日に、当該法人が法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

9| 第一項の規定による申告について虚偽の申告をしたとき（第三項の規定による情報の提供があつた場合において、当該情報の提供に係る法人が成立したとき（第四項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）は、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10| 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

11| 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(電磁的記録の認証等)

第五十九条 指定公証人は、電磁的記録に認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人（代理人によつて嘱託された場合にあつては、嘱託人又はその代理人。第三項において同じ。）に係る電磁的記録について次の各号のいずれかに該当する行為（第五十七条の定款が電磁的記録をもつて作成された場合にあつては、第二号に該当する行為に限る。）をさせ、電磁的方式によりその旨を内容とする情報を電磁的記録に記録された情報に付して認証しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 指定公証人は、電磁的記録をもつて作成された定款（定型的かつ簡易なものとして法務省令で定める様式のものに限る。）の認証の嘱託に際して前条第一項の規定による申告がされた場合において、当該定款に係る法人の設立が不法な目的に基づいてされ、又は事業活動を行う意思を有しない者によつてされるおそれがないことを確認するために必要な情報を記録した電磁的記録を提供させる方法その他の法務省令で定める方法により調査した結果、当該おそれが少ないと認めたときは、第一項の規定にかかわらず、その面前において確認する方法以外の方法であつて、法務省令で定める方法により、嘱託人に確認させることができる。

4・5 (略)

(電磁的記録の認証等)

第五十九条 指定公証人は、電磁的記録に認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人（代理人によつて嘱託された場合にあつては、嘱託人又はその代理人）に係る電磁的記録について次の各号のいずれかに該当する行為（第五十七条の定款が電磁的記録をもつて作成された場合にあつては、第二号に該当する行為に限る。）をさせ、電磁的方式によりその旨を内容とする情報を電磁的記録に記録された情報に付して認証しなければならない。

一・二 (同上)

2 (同上)

(新設)

3・4 (同上)

(電磁的記録の認証等の方式等) 第六十一条 指定公証人は、前二条の規定により認証を与え、又は電磁的方式による証明若しくは情報の提供を行う場合においては、当該認証を与える電磁的記録(第五十九条第一項又は<u>第四項</u>の規定によりこれに付すべき情報を含む。)又は当該証明に係る情報若しくは当該提供に係る情報を記録した電磁的記録に次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二 (略) 2・3 (略)	(電磁的記録の認証等の方式等) 第六十一条 指定公証人は、前二条の規定により認証を与え、又は電磁的方式による証明若しくは情報の提供を行う場合においては、当該認証を与える電磁的記録(第五十九条第一項又は<u>第三項</u>の規定によりこれに付すべき情報を含む。)又は当該証明に係る情報若しくは当該提供に係る情報を記録した電磁的記録に次に掲げる措置を講じなければならない。 一・二 (同上) 2・3 (同上)
--	--

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（登録の拒否） 第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一七 （略） 八 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社	（登録の拒否） 第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一七 （同上） 八 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 第十二号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から 起算して五年を経過しないもの 九〇十四（略） 2 （略）	九〇十四（同上） 2 （同上）
---	-----------------------------------

○ 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（第十四条関係）
（傍線部分は改正部分）

（現行規定は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）による改正後の規定）

改 正 案	現 行
（認定の欠格事由） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定を受けることができない。 一〜七 （略） 八 第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合（第十六条第一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報フ	（認定の欠格事由） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定を受けることができない。 一〜七 （同上） 八 第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合（第十六条第一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十

アイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であつて、当該取消しの処分の理由となつた事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととする）が相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九〇十三 （略）

六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であつて、当該取消しの処分の理由となつた事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととする）が相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九〇十三 （同上）

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（許可の基準） 第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。 一 六 （略） 七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、<u>法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）</u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社 イ 七 （略）	（許可の基準） 第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。 一 六 （同上） 七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、<u>会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）</u>又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社 イ 七 （同上）

【外務省関係】

○ 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

2

(略)

2

(同上)

【財務省関係】

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（役員の欠格条項） 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。 一・二 （略） 三 連合会と取引上密接な関係を有する事業者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する	（役員の欠格条項） 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。 一・二 （同上） 三 連合会と取引上密接な関係を有する事業者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

者を含む。
)

○ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（欠格事由） 第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。 一〇九 （略） 十 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの 十一 （略）	（欠格事由） 第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。 一〇九 （同上） 十 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの 十一 （同上）

【文部科学省関係】

○ 国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

改正案	現行
第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）	第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、<u>これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、<u>これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。</u>）

改 正 案	現 行
第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

改 正 案	現 行
第十五条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（以下この条において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（以下この条において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。以下この条において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融	第十五条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 三 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融

業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（次号において「金融事業者」という。）であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（次号において「金融事業者」という。）であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

改 正 案	現 行
（役員の特例） 第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいづれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八條第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）	（役員の特例） 第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいづれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）

改正案	現行
第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十四条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

改 正 案	現 行
第十二条 通則法第二十二條に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一・二 （略） 三 センターに対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役員と同等以上の支配力を有する者	第十二条 通則法第二十二條に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一・二 （同上） 三 センターに対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第十三条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項の特例） 第十三条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

改 正 案	現 行
（役員の欠格条項の特例） 第十四条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第十四条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （同上）

【厚生労働省関係】

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（求人者の申込み） 第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人者の申込みは受理しないことができる。 一 四 （略） 五 次に掲げるいずれかの者からの求人者の申込み イ （略） ロ 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下このロにおいて「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。	（求人者の申込み） 第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人者の申込みは受理しないことができる。 一 四 （同上） 五 次に掲げるいずれかの者からの求人者の申込み イ （同上） ロ 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの

（のうちに暴力団員があるもの	
ハ（略）	ハ（同上）
六（略）	六（同上）
②・③（略）	②・③（同上）

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（資産運用委員） 第六十九条の四 （略） 2 （略） 3 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。 一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）、金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第七十五号の二第五項及び第六項において同じ。）、保険業（保険業法（平成七年法律第五十五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八	（資産運用委員） 第六十九条の四 （同上） 2 （同上） 3 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。 一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）、金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第七十五号の二第五項及び第六項において同じ。）、保険業（保険業法（平成七年法律第五十五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

4 (略) 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	4 (同上) 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
--	--

(傍線部分は改正部分)

○ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)(第三十条関係)

(現行規定は、社会福祉法等の一部を改正する法律(令和八年法律第五十一号)による改正後の規定)

改 正 案	現 行
(登録の拒否) 第二十九条の十九 都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十九条の十七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 六 (略) 七 申請者が、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)以下この号において「社員等」という。)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律(令和八年法律	(登録の拒否) 第二十九条の十九 都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二十九条の十七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 六 (同上) 七 申請者が、第二十九条の三十五第一項の規定により登録有料老人ホームの登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められ

第 号) 第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者(自然人であるものに限る。)その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十三号及び第二十九条の三十五第一項第九号において同じ。)又は政令で定める使用人(以下この項及び第二十九条の三十五第一項第十号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該登録を取り消された者が個人である場合にあつては、当該通知があつた日前六十日以内に当該個人の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

八〇十六 (略)

2 (略)

る者を含む。第十三号及び同項第九号において同じ。)又は政令で定める使用人(以下この項及び第二十九条の三十五第一項第十号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該登録を取り消された者が個人である場合にあつては、当該通知があつた日前六十日以内に当該個人の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

八〇十六 (同上)

2 (同上)

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第三十一条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（許可の欠格事由） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。 一 五 （略） 六 第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当	（許可の欠格事由） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。 一 五 （同上） 六 第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
七十三 (略)

七十三 (同上)

改正案	現行
（指定居宅サービス事業者の指定） 第七十条 （略） 2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。 一 五の三 （略） 六 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において	（指定居宅サービス事業者の指定） 第七十条 （同上） 2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。 一 五の三 （同上） 六 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧

て「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八

条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

3
ゝ
11
(略)
六の二ゝ十二
(略)

3
ゝ
11
(同上)
六の二ゝ十二
(同上)

改 正 案	現 行
（欠格条項） 第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。 一 四 （略） 五 第五十六条の三十五第二項の規定により許可を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。	（欠格条項） 第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない。 一 四 （同上） 五 第五十六条の三十五第二項の規定により許可を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

六
十
(略)

六
十
(同上)

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第三十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（再生医療等委員会の認定） 第二十六条 （略） 2 4 （略） 5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。 一・二 （略） 三 第三十三条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該認定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日（以下この項において「通知日」という。）前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者	（再生医療等委員会の認定） 第二十六条 （同上） 2 4 （同上） 5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。 一・二 （同上） 三 第三十三条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該認定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日（以下この項において「通知日」という。）前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六号並びに第三十五条第四項第一号及び第四号において同じ。）であった者で当該認定の取消

として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六号並びに第三十五条第四項第一号及び第四号において同じ。）であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に当該認定を取り消された団体の代表者又は管理人であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者（次項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。）による体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6
四〇七（略）
（略）

しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に当該認定を取り消された団体の代表者又は管理人であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者（次項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。）による体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

6
四〇七（同上）
（同上）

改 正 案	現 行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u> 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u>

2

(略)

2

(同上)

改正案	現行
第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

改 正 案	現 行
第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号及び第三号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（次号及び第三号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。次号及び第三号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者、修理業者、販売業者若しくは貸与業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又	第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者、修理業者、販売業者若しくは貸与業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u>

は支配力を有する者を含む。）

三 前二号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前二号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

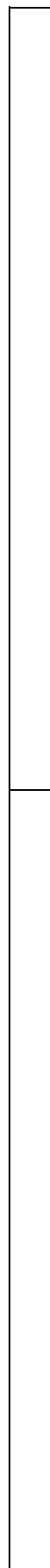
改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 （略） 2 通則法第二十二条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）</u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「<u>実質的支配者情報ファイル</u>」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「<u>実質的支配者</u>」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、	（役員の欠格条項の特例） 第九条 （同上） 2 通則法第二十二条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u> 二 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、

実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。

これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。

改 正 案	現 行
第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）。 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）。	第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）。 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）。

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u> 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u>



○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（第三十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（申請） 第二十条 （略） 2・3 （略） 4 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この項において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第百九条第一項を除き、以下同じ。）若しくは前項の主務省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。 5・6 （略）	（申請） 第二十条 （同上） 2・3 （同上） 4 第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第百九条第一項を除き、以下同じ。）若しくは前項の主務省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。 5・6 （同上）

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（第三十九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて当該国立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第<u>号</u>）<u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル</u>（次号において「<u>実質的支配者情報ファイル</u>」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「<u>実質的支配者</u>」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて当該国立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

改 正 案	現 行
（欠格事由） 第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。 一・二 （略） 三 申請者が、第三十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者（認定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があった日（以下この条において「通知日」という。）前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に認定を取り消された団体の代表者又は管理人であつた者で当該認定の取	（欠格事由） 第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。 一・二 （同上） 三 申請者が、第三十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、その認定の取消しの日から起算して三年を経過しない者（認定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があった日（以下この条において「通知日」という。）前六十日以内に当該認定を取り消された法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないもの及び通知日前六十日以内に認定を取り消された団体の代表者又は管理人であつた者で当該認定の取消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者による体制の整備についての取組の状況その他

消しの日から起算して三年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための認定委員会設置者による体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四〇七 (略)

の当該事実に関して当該認定委員会設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる認定の取消しとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

四〇七 (同上)

改正案	現行
第十四条 前条本文に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十四条 前条本文に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

【農林水産省関係】

(傍線部分は改正部分)

○ 競馬法 (昭和二十三年法律第百五十八号) (第四十二条関係)

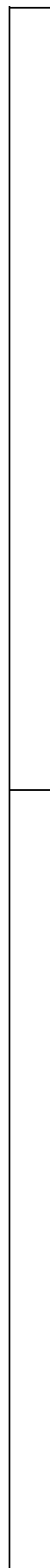
改 正 案	現 行
(委員の欠格条項) 第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。 一 四 (略) 五 協会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報)の把握等に関する法律(令和八年法律第 号)第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者(自然人であるものに限る。)その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 2 (略)	(委員の欠格条項) 第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。 一 四 (同上) 五 協会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 2 (同上)

改正案	現行
（許可の基準等） 第四十六条の六 （略） 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。 一 四 （略） 五 第四十六条の九第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）で	（許可の基準等） 第四十六条の六 （同上） 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。 一 四 （同上） 五 第四十六条の九第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

あつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。	六〇十 (略)	六〇十 (同上)
三 (略)	三 (同上)	

改正案	現行
（経営委員会の委員の欠格条項） 第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。 一 六 （略） 七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競馬会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号 〔第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）	（経営委員会の委員の欠格条項） 第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。 一 六 （同上） 七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競馬会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （同上）



【経済産業省関係】

○ 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（指定等） 第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「競輪関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。 一 四 （略） 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。 イ 二 （略） ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役	（指定等） 第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「競輪関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。 一 四 （同上） 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。 イ 二 （同上） ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。
2
4
(略)

2
4
(同上)

○ 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（指定等） 第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「小型自動車競走関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。 一〇四 （略） 五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。 イ〇二 （略） ホ 小型自動車競走振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて小型自動車競走振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する	（指定等） 第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「小型自動車競走関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。 一〇四 （同上） 五 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。 イ〇二 （同上） ホ 小型自動車競走振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて小型自動車競走振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

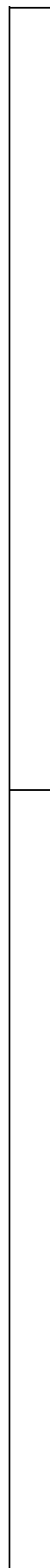
2
～
4
(略)
る者を含む。
)

2
～
4
(同上)

改正案	現行
（役員の欠格条項） 第十三条 次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者は、役員となることができない。 一 （略） 二 電気計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項） 第十三条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、役員となることができない。 一 （同上） 二 電気計器の製造、修理若しくは販売を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（第四十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（自主回収・再資源化事業計画の認定） 第五十四条（略） 2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号） 〔第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二十三条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。〕の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三 十 （略） 3 （略）	（自主回収・再資源化事業計画の認定） 第五十四条（同上） 2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （同上） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三 十 （同上） 3 （同上）



○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第四十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（再生可能エネルギー発電事業計画の認定） 第九条 （略） 2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）<u>（第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四項第四号ロ及び第十五条の十五において同じ。）の氏名</u> 三 九 （略） 3 7 （略）	（再生可能エネルギー発電事業計画の認定） 第九条 （同上） 2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （同上） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四項第四号ロ及び第十五条の十五において同じ。）の氏名 三 九 （同上） 3 7 （同上）

改 正 案	現 行
（登録の申請） 第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（<u>第六十一条第一項第三号において「社員等」という。</u>）をいう。以下この節及び次節において同じ。）の氏名 四〇六 （略） 2 （略） （許可の申請） 第六十一条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 法人である場合においては、その役員（<u>社員等</u>をいい、相談	（登録の申請） 第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二 （同上） 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の氏名 四〇六 （同上） 2 （同上） （許可の申請） 第六十一条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二 （同上） 三 法人である場合においては、その役員（<u>業務を執行する社員</u>

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限り。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 四〇六 （略） 2 （略）	、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 四〇六 （同上） 2 （同上）
---	---

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（第五十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）

【国土交通省関係】

(傍線部分は改正部分)

○ 船舶安全法(昭和八年法律第十一号) (第五十一条関係)

改 正 案	現 行
(役員の欠格条項) 第二十五条の十八 次<u>の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</u> 一 (略) 二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律(令和八年法律第 号 〔第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル(次号において「実質的支配者情報ファイル」という。)に同法第二条第三項に規定する実質的支配者(同号において「実質的支配者」という。)として記録されている者(自然人であるものに限る。同号において同じ。〕その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する</u>	(役員の欠格条項) 第二十五条の十八 次<u>の各号の</u>に<u>該当する者は、役員となること</u>ができない。 一 (同上) 二 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>) 三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>)

者を含む。
)

改正案	現行
（申込みの受理） 第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。 一 四 （略） 五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み イ （略） ロ 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下このロにおいて「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十五条及び第五十六条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの ハ （略）	（申込みの受理） 第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。 一 四 （同上） 五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み イ （同上） ロ 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十五条及び第五十六条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの ハ （同上）

2
3
4
(略)

六
(略)

2
3
4
(同上)

六
(同上)

改正案	現行
（許可の申請） 第五条 一般建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。 一・二 （略） 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。第二十四条の六第一項において同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている	（許可の申請） 第五条 一般建設業の許可（第八条第二号及び第三号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。 一・二 （同上） 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。第二十四条の六第一項において同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名

者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名
四〇七（略）

四〇七（同上）

改 正 案	現 行
（欠格事由） 第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。 一 （略） 二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十七条（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分又は第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しの処分（以下この条及び第十九条の九第一項第二号から第五号までにおいて「許可等取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可等取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可等取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるもの	（欠格事由） 第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。 一 （同上） 二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十七条（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分又は第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しの処分（以下この条及び第十九条の九第一項第二号から第五号までにおいて「許可等取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可等取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可等取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条並びに第十九条の九第一項第二号、第六号及び第八号において同じ。）として在任した者で当該許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないも

に限る。)その他業務を執行する役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条並びに第十九条の九第一項第二号、第六号及び第八号において同じ。)として在任した者で当該許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。)であるとき。

三〇八 (略)

のを含む。)であるとき。

三〇八 (同上)

○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（許可基準） 第六条 （略） 2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなればならない。 一・二 （略） 三 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八條第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二條第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他業務を執行する役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）	（許可基準） 第六条 （同上） 2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなればならない。 一・二 （同上） 三 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これ</u>と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

四・五
(略)

四・五
(同上)

改正案	現行
（委員の欠格条件） 第十七条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。</u> 一 （略） 二 地方公共団体の議会の議員。<u>ただし、港務局を組織する地方公共団体のそれぞれの議会が推薦した議員の中から、一地方公共団体について一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。</u> 三 港務局の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはいかなる名称によるかを問わず法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）<u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間にお</u>	（委員の欠格条件） 第十七条 <u>左の各号の一に該当する者は、委員になることができない。</u> 一 （同上） 二 地方公共団体の議会の議員。<u>但し、港務局を組織する地方公共団体のそれぞれの議会が推薦した議員の中から、一地方公共団体について一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。</u> 三 港務局の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

いてこれらに該当した者を含む。) 四 前号に掲げる事業者の団体の役員又はいかなる名称によるかを問わず実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。） 2 委員が、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、退職しなければならない。	四 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。） 2 委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、退職しなければならない。
---	--

改正案	現行
（欠格事由） 第七条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。 一 （略） 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第<u>号</u>）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他業務を執行する役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号、第八号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。	（欠格事由） 第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。 一 （同上） 二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号、第八号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の四第一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。</u>

三
八
(略)

三
八
(同上)

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（役員の欠格条項） 第七十六条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 （略） 二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備、販売、引取り、解体若しくは破砕の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号及び第八十条第一項第二号ロにおいて「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（次号及び第八十条第一項第二号ロにおいて「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。次号及び第八十条第一項第二号ロにおいて同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイル</u>に実質的支配者として記録	（役員の欠格条項） 第七十六条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 （同上） 二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備、販売、引取り、解体若しくは破砕の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>

されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） （認証基準） 第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。 一 （略） 二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ （略） ロ 第九十三条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第三百三条第二項の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。</u>ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。） ハ・ニ （略） 2 （略）	） （認証基準） 第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。 一 （同上） 二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。 イ （同上） ロ 第九十三条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第三百三条第二項の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。</u>ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。） ハ・ニ （同上） 2 （同上）
---	---

○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）（第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。 一 （略） 二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限り。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過	（登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。 一 （同上） 二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。

しないものを含む。）であるとき。 三〇七（略） 2（略）	三〇七（同上） 2（同上）
---	-----------------------------

改 正 案	現 行
（欠格事由） 第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。 一 五 （略） 六 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）<u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの	（欠格事由） 第六条 国土交通大臣は、鉄道事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。 一 五 （同上） 六 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）</u>のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

改正案	現行
（免許の基準） 第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。 一 （略） 二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他	（免許の基準） 第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。 一 （同上） 二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六条第一項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 。以下この条、第十八条第一項、第六十五条第二項及び第六十六 条第一項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から 五年を経過しないものを含む。） 三〇十五（略） 2 （略）	三〇十五（同上） 2 （同上）
--	------------------------------------

○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（第五十九条関係）

改正案	現行
（登録の申請） 第二十二條 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「<u>工事業登録申請者</u>」という。）は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において同じ。）の氏名 四 （略） 2 （略）	（登録の申請） 第二十二條 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「<u>工事業登録申請者</u>」という。）は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一・二 （同上） 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において同じ。）の氏名 四 （同上） 2 （同上）

改正案	現行
（登録の申請） 第二十二條 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。 一・二 （略） 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。）の氏名 四・五 （略） 2 （略）	（登録の申請） 第二十二條 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。 一・二 （同上） 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。）の氏名 四・五 （同上） 2 （同上）

改 正 案	現 行
（再資源化解体の許可） 第十条 （略） 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所 四〇七 （略）	（再資源化解体の許可） 第十条 （同上） 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一・二 （同上） 三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所 四〇七 （同上）

3
～
5

(略)

3
～
5

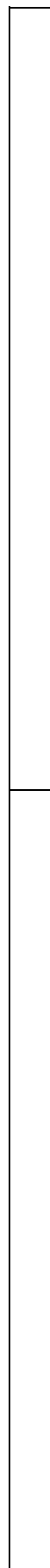
(同上)

○ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（役員の欠格条項） 第十五条 次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項） 第十五条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u> ） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u> ）

改正案	現行
（役員の欠格条項） 第十六条 次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「<u>実質的支配者</u>」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項） 第十六条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 2 （同上）



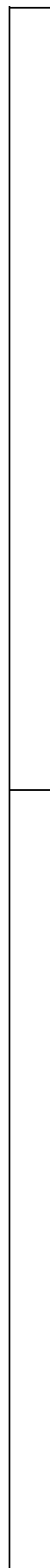
改 正 案	現 行
（役員欠格条項の特例） 第二十六条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のい ずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で あつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの 者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わ ず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（ 令和八年法律第 号）第八條第一項に規定する実質的支配 者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」 という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号 において「実質的支配者」という。）として記録されている者 （自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員 と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを 問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録 されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する 者を含む。） 2 （略）	（役員欠格条項の特例） 第二十六条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のい ずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で あつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの 者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わ ず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを 問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。 ） 2 （同上）

○ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（役員の欠格条項） 第十五条 次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて道路公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号の事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	（役員の欠格条項） 第十五条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて道路公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u> ） 二 前号の事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>

改正案	現行
（許可の基準） 第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 一 三 （略） 四 法人又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限り。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条及び第四十四条において同じ。）若しくは政令で定める使用人が積立式宅地建物販売業に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 五 （略） 2 （略）	（許可の基準） 第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 一 三 （同上） 四 法人又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条及び第四十四条において同じ。）若しくは政令で定める使用人が積立式宅地建物販売業に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 五 （同上） 2 （同上）



改正案	現行
（役員の欠格条項） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第一号に該当する者が非常勤の理事となるときは、この限りでない。 一 （略） 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する	（役員の欠格条項） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第一号に該当する者が非常勤の理事となるときは、この限りでない。 一 （同上） 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

者を含む。
)

改正案	現行
（委員長及び委員の任命） 第八条 （略） 2・3 （略） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることとができない。 一・二 （略） 三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは無人航空機（以下この号並びに第十八条第二項第一号及び第四号において「航空機等」という。）若しくは航空機等の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（以下この項において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（以下この項において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。以下この項において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこ	（委員長及び委員の任命） 第八条 （同上） 2・3 （同上） 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることとができない。 一・二 （同上） 三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは無人航空機（以下この号並びに第十八条第二項第一号及び第四号において「航空機等」という。）若しくは航空機等の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

これらの者の使用人その他の従業者

四 鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくは鉄道若しくは軌道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者又は水先人

六 前三号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

四 鉄道事業者若しくは軌道経営者若しくは鉄道若しくは軌道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

五 海上運送事業者若しくは港湾運送事業者若しくは船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者又は水先人

六 前三号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。 一 三 （略） 四 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（第四十二条第四号及び第四十九条の二第二号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（第四十二条第四号及び第四十九条の二第二号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。第四十二条第四号及び第四十九条の二第二号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの 五 七 （略） 2 （略）	（登録の拒否） 第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。 一 三 （同上） 四 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの 五 七 （同上） 2 （同上）

(事業の停止及び登録の取消し)

第四十二条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 外国人国際第一種貨物利用運送事業者の所属国(外国人国際第一種貨物利用運送事業者が個人である場合にあつてはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあつては実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。)が、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十五条第一項の登録を受けた時における所属国と異なるものとなったとき。

五・六 (略)

(事業の停止及び許可の取消し)

第四十九条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、期間を定

(事業の停止及び登録の取消し)

第四十二条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業者に対し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 三 (同上)

四 外国人国際第一種貨物利用運送事業者の所属国(外国人国際第一種貨物利用運送事業者が個人である場合にあつてはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあつてはその株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。)が、当該外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十五条第一項の登録を受けた時における所属国と異なるものとなったとき。

五・六 (同上)

(事業の停止及び許可の取消し)

第四十九条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第二種貨物利用運送事業者に対し、期間を定

めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 外国人国際第二種貨物利用運送事業者の所属国（外国人国際第二種貨物利用運送事業者が個人である場合にあつてはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあつては実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他その株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。）が、当該外国人国際第二種貨物利用運送事業者が第四十五条第一項の許可を受けた時における所属国と異なるものとなったとき。

三・四 (略)

めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 (同上)

二 外国人国際第二種貨物利用運送事業者の所属国（外国人国際第二種貨物利用運送事業者が個人である場合にあつてはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第二種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあつてはその株式等の所有その他の方法によりその経営する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。）が、当該外国人国際第二種貨物利用運送事業者が第四十五条第一項の許可を受けた時における所属国と異なるものとなったとき。

三・四 (同上)

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

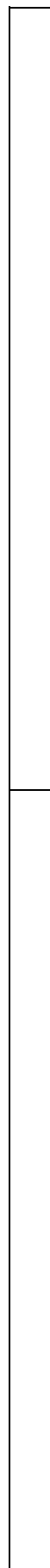
改正案	現行
（欠格事由） 第五条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>第三条の許可を</u>してはならない。 一 （略） 二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）</u>第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年	（欠格事由） 第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、<u>第三条の許可を</u>してはならない。 一 （同上） 二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）</u>であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であるとき。

を経過しないものを含む。）であるとき。
三〇八（略）

三〇八（同上）

改正案	現行
（欠格事由） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。 一〇九 （略） 十 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号、第三十五条第一項第六号、第四十四条第五号、第五十二条第一項第六号及び第六十一条第六項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イハフ （略） 十一〇十三 （略）	（欠格事由） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。 一〇九 （同上） 十 役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号、第三十五条第一項第六号、第四十四条第五号、第五十二条第一項第六号及び第六十一条第六項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人 イハフ （同上） 十一〇十三 （同上）

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八條第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （同上）



○ 国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第七十一条関係）

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （同上）

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 2 （同上）

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（第七十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

（現行規定は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）による改正後の規定）

改 正 案	現 行
（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 （略） 二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。）に掲げる業務に限る。 （の対象となる事業、第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十三条第一項第一号又は第二十九条の十一第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する	（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 （同上） 二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。）に掲げる業務に限る。 （の対象となる事業、第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十三条第一項第一号又は第二十九条の十一第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

実質的支配者情報ファイル（以下この項において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（以下この項において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。以下この項において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 運輸事業を営む者であつて第十三条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等

三 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

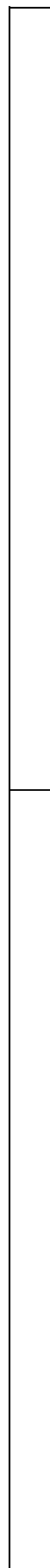
四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 運輸事業を営む者であつて第十三条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 (略) 六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	2 (同上) 六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
---	---

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八條第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二條第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 2 （同上）

改正案	現行
（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （略）	（役員の欠格条項の特例） 第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 2 （同上）



改正案	現行
（役員の下格条項の特例） 第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 会社の役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（以下この項において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（以下この項において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。以下この項において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 第十二条第二項第二号の鉄道事業者又はその者が法人である	（役員の下格条項の特例） 第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 会社の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 三 第十二条第二項第二号の鉄道事業者又はその者が法人である

2 (略) ときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 四 前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者</u>その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）	2 (同上) ときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>） 四 前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、<u>これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。</u>）
--	---

【環境省関係】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般廃棄物処理業） 第七条 （略） 2 3 4 （略） 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 3 （略） 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 3 二 （略） ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む	（一般廃棄物処理業） 第七条 （同上） 2 3 4 （同上） 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 3 （同上） 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 3 二 （同上） ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む

。に該当することにより許可が取り消された場合を除く。 ()においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。） へゝル （略） 6 ゝ 16 （略）	。に該当することにより許可が取り消された場合を除く。 ()においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。） へゝル （同上） 6 ゝ 16 （同上）
--	---

改正案	現行
（再資源化事業計画の認定） 第十条 （略） 2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 （略） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号） 〔第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第 二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（ 自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力 を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ 。〕の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏 名 三 十 （略） 3 （略）	（再資源化事業計画の認定） 第十条 （同上） 2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 （同上） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三 十 （同上） 3 （同上）

○ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）（第七十七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（高度再資源化事業計画の認定） 第十一条（略） 2 高度再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一（略） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八條第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二條第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四條第一項第二号ロ及びハ、第三十二條、第四十八條並びに第五十一條を除き、以下同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三〇十（略）	（高度再資源化事業計画の認定） 第十一条（同上） 2 高度再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一（同上） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四條第一項第二号ロ及びハ、第三十二條、第四十八條並びに第五十一條を除き、以下同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三〇十（同上）

3
↳
10

(略)

3
↳
10

(同上)

○ 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）（第七十七条関係）

（現行規定は、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）の施行後の規定）

改 正 案	現 行
（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定） 第十二条 （略） 2 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下この号において「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号） 〔第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第 二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（ 自然人であるものに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第三号ハからホまでにおいて同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三ノ十 （略）	（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定） 第十二条 （同上） 2 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （同上） 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第三号ハからホまでにおいて同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名 三ノ十 （同上）

3

(略)

3

(同上)

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附 則 （承継業務に係る業務の特例） 第七条 （略） 2ゝ5 （略） 6 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は役員とすることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限り。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを	附 則 （承継業務に係る業務の特例） 第七条 （同上） 2ゝ5 （同上） 6 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は役員とすることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを

問わず、<u>実質的支配者情報ファイル</u>に<u>実質的支配者</u>として記録されている者<u>その他役員</u>と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 7 ～ 10 (略)	問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 7 ～ 10 (同上)
--	---

改正案	現行
（委員長及び委員の任命） 第七条 （略） 2ゝ6 （略） 7 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。 一・二 （略） 三 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイル（次号において「実質的支配者情報ファイル」という。）に同法第二条第三項に規定する実質的支配者（同号において「実質的支配者」という。）として記録されている者（自然人であるものに限る。同号において同じ。）その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者	（委員長及び委員の任命） 第七条 （同上） 2ゝ6 （同上） 7 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。 一・二 （同上） 三 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四 前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、実質的支配者情報ファイルに実質的支配者として記録されている者その他役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

四 前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

改正案	現行
（再商品化計画の認定） 第三十三条（略） 2（略） 3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再商品化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 三（略） 四 前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。 イ・ロ（略） ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（以下このハにおいて「社員等」という。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律（令和八年法律第 号）第八条第一項に規定する実質的支配者情報ファイルに同法第二条第三項に規定する実質的支配者として記録されている者（自然人であるも	（再商品化計画の認定） 第三十三条（同上） 2（同上） 3 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再商品化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 三（同上） 四 前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。 イ・ロ（同上） ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六十条及び第六十三条を除き、以下同じ。）を含む。第三十九条第三項第三号二及び第四十八条第三項第三号二において同じ。）がイ又

のに限る。）その他社員等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六十条及び第六十三条を除き、以下同じ。）を含む。第三十九条第三項第三号ニ及び第四十八条第三項第三号ニにおいて同じ。）がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ～ヘ（略）

はロのいずれかに該当するもの

ニ～ヘ（同上）